第38回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和3年7月16日(金)18時00分から

場 所 西庁舎6階災害対策本部室

議題

- 1. 新規感染者急増における今後の県の対応について
- 2. その他



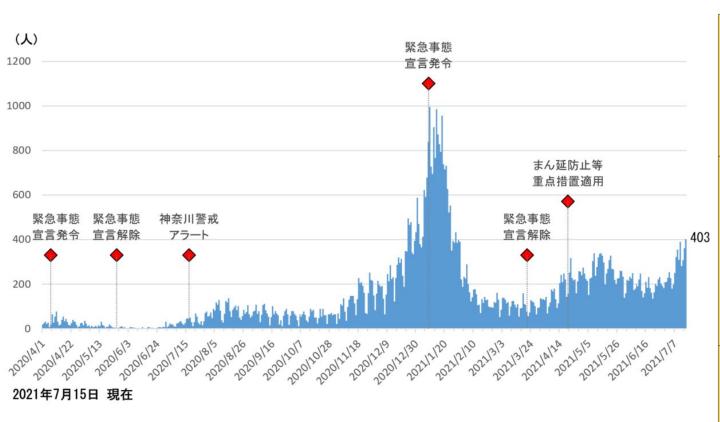


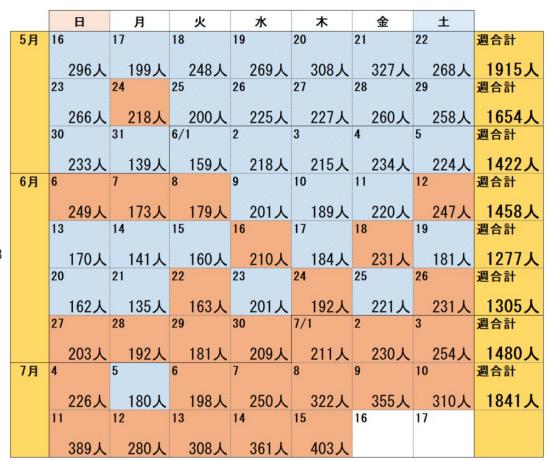
新型コロナウイルスに係る現在の状況分析 <7月15日までのデータを反映>

令和3年7月16日 健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者の推移(実数・日別)・感染者カレンダー







感染者数の比較



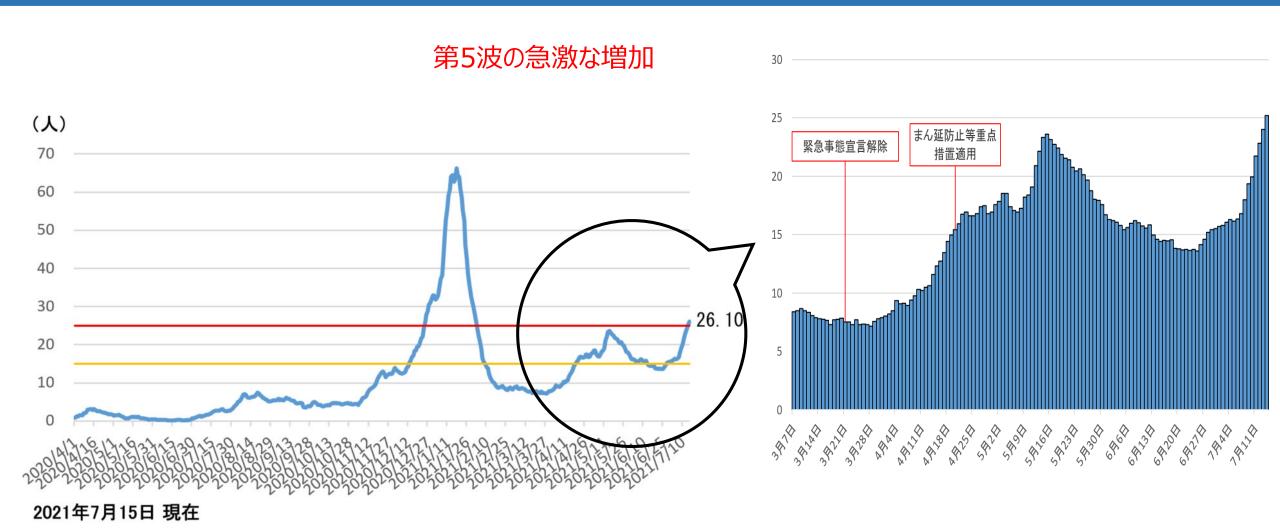
直近1週間では前週比約50%増加し続けている



※ その日までの直近の7日間の新規陽性者数/その日の8日前の日までの7日間の新規陽性者数

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)





- ※各日における週合計の感染者数を人口10万人当たりに換算
- ※県のステージ判断指標におけるステージIV移行の基準値として、25人 (/週) 以上であることを設定している。

新規感染者の推移(横浜市・川崎市・相模原市)

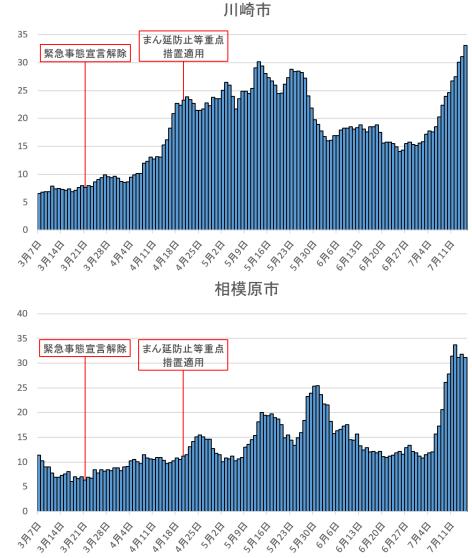
※下記グラフの人数には、保健 所設置市が発表した域外居住 者は除外。



人口10万人当たりの居住地別の週合計の 推移



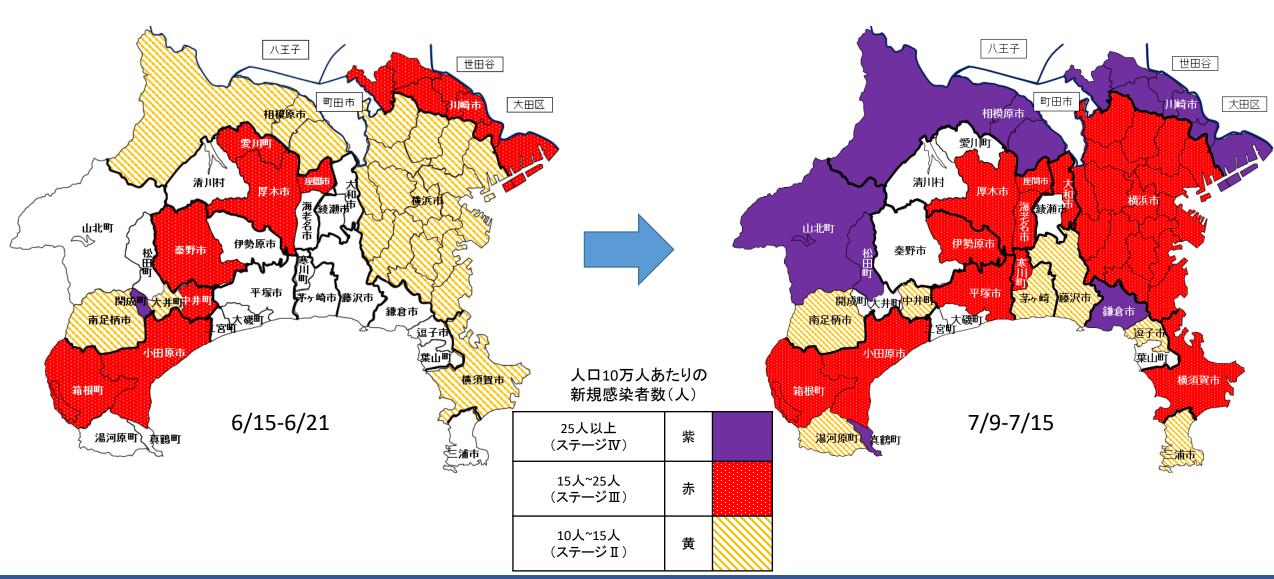




県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表 した保健所設置市居住者、②保健所設置市 が発表した域外居住者は除外。





措置開始からの居住市町村別県内新規感染者の発生状況

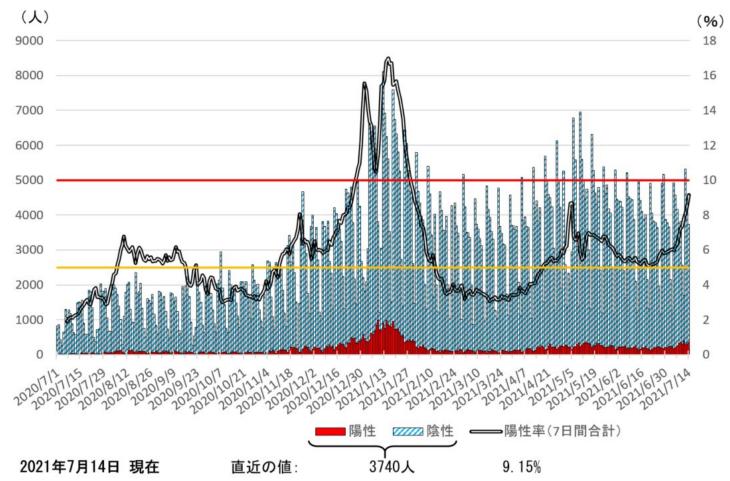
※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

	に衣の人気	XI-IA, (1)	宗以体链片	丌か光衣し	た保健所説	又但巾店社		连川改旦「	リか光衣しん	に戦かる	上台しるほグト	o	
	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26 ~ 6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30 ~ 7.6	7.7~7.13	
横浜市	16. 47	17. 72	17. 43	19. 77	19. 56	15. 41	15. 59	13. 17	13. 57	16. 13	16. 26	22. 22	横浜市
川崎市	22. 60	25. 92	25. 40	25. 98	28. 32	17. 73	18. 25	17. 60	15. 72	15. 33	18. 51	30. 07	川崎市
相模原市	13. 97	10.65	14. 11	18. 53	14.66	23. 38	16. 46	12. 59	11. 20	11. 76	14. 66	30. 84	相模原市
横須賀市	9. 99	14. 09	11. 02	21. 01	12. 30	9. 22	9. 74	11. 27	14. 09	14. 35	17. 17	21. 01	横須賀市
藤沢市	12. 36	13. 51	17.86	14.65	10.07	9. 39	7. 56	6.41	8. 01	9. 39	9.39	13. 05	藤沢市
茅ヶ崎市	11. 97	14.85	8. 67	15. 27	14. 44	5. 78	3. 30	8.67	3. 71	4. 54	4. 13	10. 32	茅ヶ崎市
寒川町	6. 18	12. 36	4. 12	14. 42	26. 79	6. 18	2.06	4. 12	10. 30	8. 24	10.30	16. 48	寒川町
平塚市	9. 31	8.93	11. 64	44. 63	25. 23	5. 43	12.42	9. 31	6. 21	10. 48	9. 31	18.63	平塚市
二宮町	3. 63	3.63	3. 63	3. 63	10.89	10.89	18. 16	10.89	3. 63	7. 26	3.63	7. 26	二宮町
大磯町	16. 07	6. 43	16.07	3. 21	3. 21	0.00	16.07	3. 21	9.64	3. 21	0.00	12.85	大磯町
秦野市	4. 87	4. 26	12. 17	8. 52	14.00	14. 61	9. 74	10. 35	14. 61	7. 91	20.09	9. 74	秦野市
伊勢原市	24. 49	28. 41	14. 69	16.65	13. 71	17. 63	13.71	8.82	4.90	1.96	14. 69	17. 63	伊勢原市
鎌倉市	17. 93	17. 93	15. 04	14. 46	5. 78	9.83	8. 10	5. 20	4. 63	4.63	7. 52	28. 91	鎌倉市
逗子市	8. 77	10. 53	5. 26	7. 02	8.77	15. 79	5. 26	3. 51	5. 26	10. 53	10. 53	12. 28	逗子市
葉山町	19. 02	6.34	12. 68	19. 02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9. 51	9. 51	3. 17	葉山町
三浦市	9. 57	11. 96	14. 35	14. 35	4.78	2. 39	16.74	11. 96	4. 78	2. 39	7. 18	11. 96	三浦市
小田原市	9. 52	5. 29	17. 46	22. 75	15. 87	15. 34	20.63	12.70	15. 87	16. 93	13. 22	24. 33	小田原市
箱根町	0.00	0.00	27. 46	54. 92	18. 31	36. 61	9. 15	9. 15	18. 31	9. 15	0.00	18. 31	箱根町
湯河原町	4. 26	4. 26	12. 78	25. 55	21. 29	0.00	4. 26	8. 52	8. 52	12. 78	0.00	8. 52	湯河原町
真鶴町	0.00	0.00	14. 87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87	59. 49	真鶴町
南足柄市	2. 42	2.42	4.85	24. 24	7. 27	2.42	14. 54	14. 54	9. 69	4.85	16. 97	7. 27	南足柄市
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20. 99	10. 49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	山北町
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10. 79	21.57	10.79	10. 79	0.00	0.00	0.00	中井町
大井町	0.00	0.00	5. 86	29. 30	41.03	11. 72	23. 44	17. 58	11.72	35. 17	0.00	5.86	大井町
松田町	9. 36	0.00	0.00	9. 36	28. 08	0.00	9. 36	9. 36	0.00	0.00	0.00	18.72	松田町
開成町	27. 47	10. 99	5. 49	10.99	0.00	10. 99	5. 49	16. 48	27. 47	0.00	27. 47	0.00	開成町
厚木市	21. 00	19. 21	22. 79	19.66	16. 53	17.87	26.81	23. 68	20. 11	24. 13	17. 43	16. 98	厚木市
海老名市	13. 28	23.61	30. 25	22.87	25. 82	13. 28	22. 13	9. 59	7. 38	7. 38	12.54	24. 34	海老名市
座間市	13.00	10.71	10.71	21. 41	10.71	9. 18	8. 41	18. 36	16.06	13. 77	18. 36	18. 36	座間市
愛川町	7. 64	7.64	10. 19	38. 21	7.64	5. 09	10. 19	28. 02	12. 74	22. 92	25. 47	0.00	愛川町
清川村	32. 84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	清川村
大和市	11. 71	8.78	19.65	21.74	12. 13	9. 62	17. 14	8. 36	8. 78	12. 13	10.04	13. 80	大和市
綾瀬市	18. 99	22. 55	24. 92	22. 55	23.74	10.68	14. 24	5. 93	13. 06	11.87	4. 75	4. 75	綾瀬市

7

検査人数と陽性率の推移



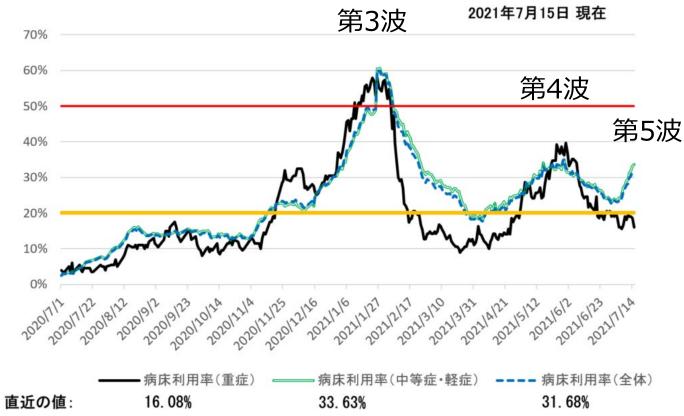


- ※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として 10%以上であることを設定している。
- ※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数+陰性者数=検査人数。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

入院者数·病床利用率



■病床利用率の推移



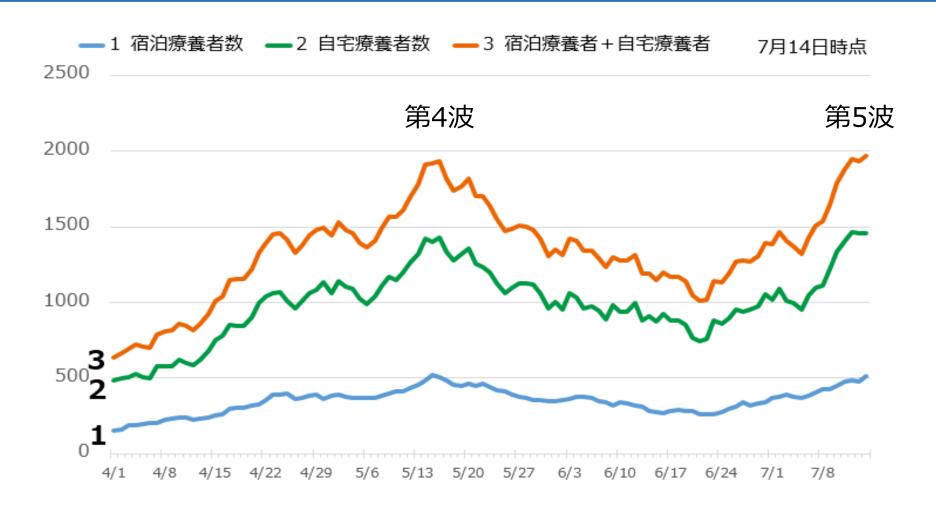
- ※県のステージ判断指標では、病床全体(宿泊療養施設は含まない)及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージ IV移行の基準値として50%以上と設定。
- ※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病 床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。(ただし、2020年12月29日~につ いては、休日分数値を取得・使用して描画。)

■入院者数



自宅·宿泊療養者数





1は宿泊療養者数を、2は自宅療養者数を、3は宿泊療養者と自宅療養者の合計 を示しています。

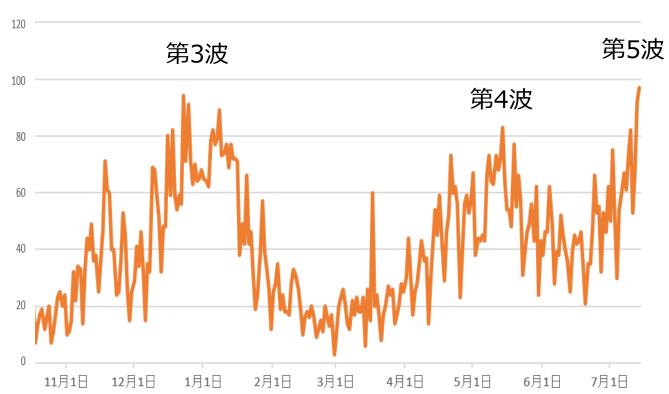
搬送調整件数



病院等への搬送調整件数の推移



宿泊療養施設への搬送調整の推移



ステージ判断指標と本県の状況について



Not He' 구주 다		 .e	e dhan	ステージ皿の指標		ステージ	ⅳの指標	
判断項目		本県	の状況	指標 本県における基準 指標		指標	本県における基準	
医		病床全体	Ħ	31.68% ^{567床}	最大確保病床 の使用率	358床 1,790床(疑似症含まない	最大確保病床 の使用率	895床 1,790床(疑似症含まない
療	医療の	III.		7月15日 時点	20%以上	確保病床数)×0.2	50%以上	確保病床数)×0.5
体 制	ひっ迫具合	重症者用	н	16.08% 32床	最大確保病床 の使用率	39床	最大確保病床 の使用率	99床
の	等	病床	I	7月15日 時点	20%以上	199床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	50%以上	199床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
負 荷	負 荷 療養者数		ш	29.41人 2.711人	人口10万人当たり 全療養者数	1,843人	人口10万人当たり 全療養者数	2,765人
			Ħ	2,711人 7月15日 時点	20人以上	92.19×20	30人以上	92.19×30
感	PCR陽性率		Ħ	9.15% 7月14日 時点	5%以上		10%以上	
染 の	新規陽性	者数	IV	26.10人 2,406人	人口10万人当たり 週合計	1,382人 (週平均197.4人/日)	人口10万人当たり 週合計	2,304人 (週平均329.1人/日)
状				7月15日 時点	15人以上	92.19×15	25人以上	92.19×25
近	況 感染経路不明割 ₁		Ш	56.53% 7月15日 時点	50%以上		50%以上	

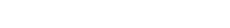
参考: 病床利用率(即応病床中)

病床全体:36.96% うち重症:20% ※ 速報値のため、修正される可能性あり

新規陽性患者 週平均のシミュレーション





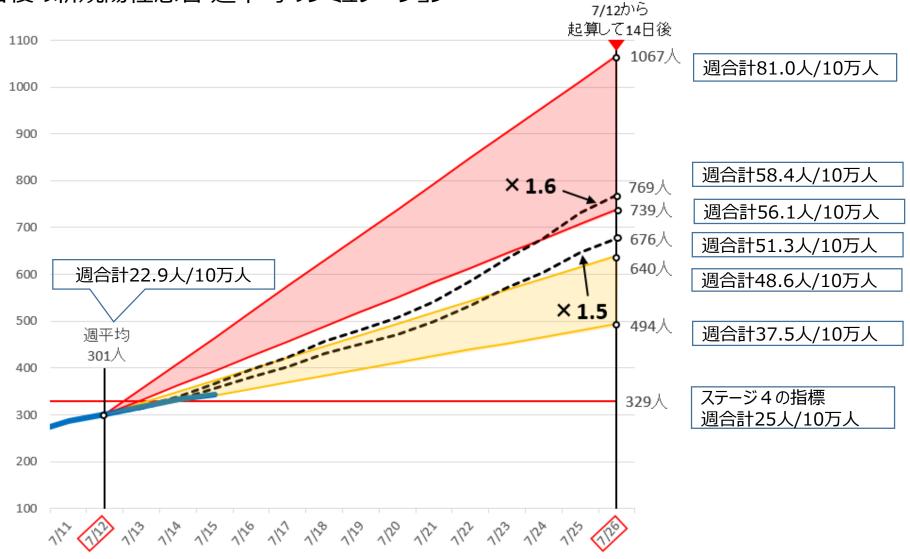


一新規陽性患者 週平均

--- 新規陽性患者 週平均(想定) 前週比1.5倍·1.6倍

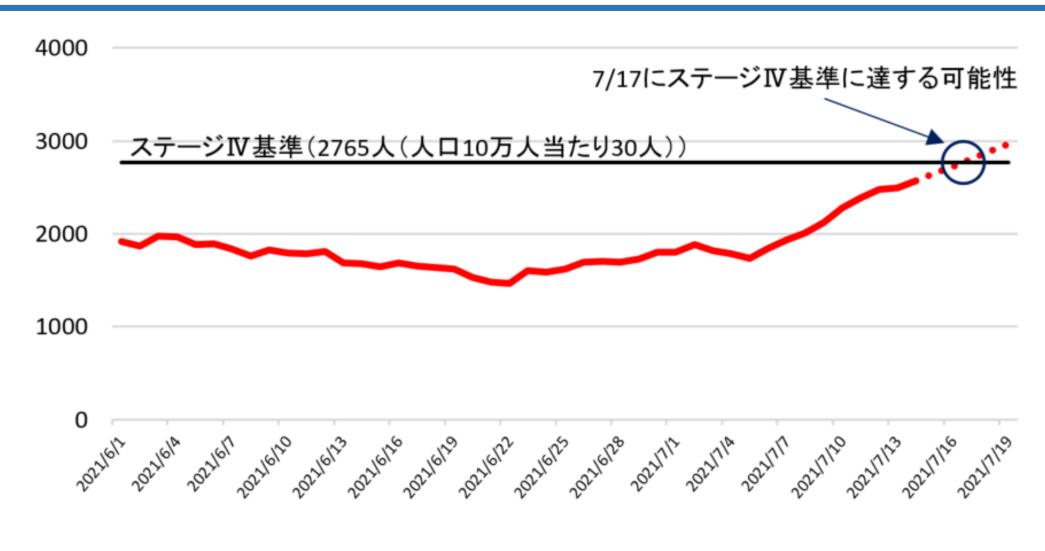
第3波の新規陽性患者 週平均 (神奈川県)の最大角度で増加 した場合(パターン②×1.0倍~ 1.75倍)

第3波の新規陽性患者 週平均 (神奈川県)の12月中旬から下 旬の角度で増加した場合(パ ターン①×1.0倍~1.75倍)



療養者の増加予測



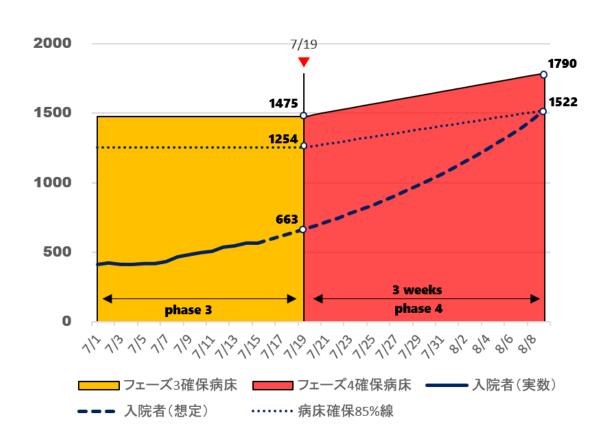


-----実数 ・・・・・ 予測(直近7日間平均で今後も増加)

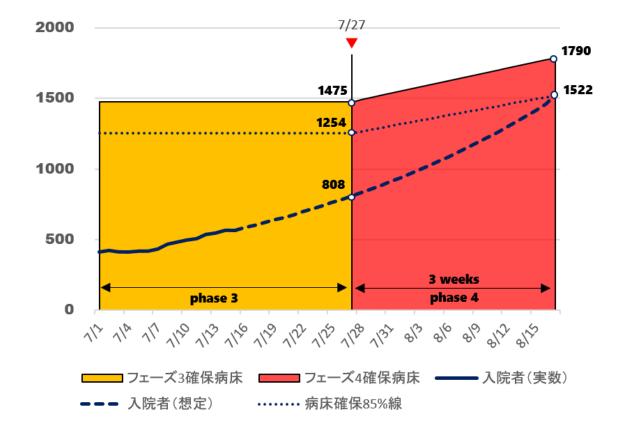
第5波シミュレーション(入院患者数と確保病床数)



■前日比1.04倍で入院患者数が増加し続けた場合のシミュレーション (7/7~7/15の前日比の平均:約1.04倍)



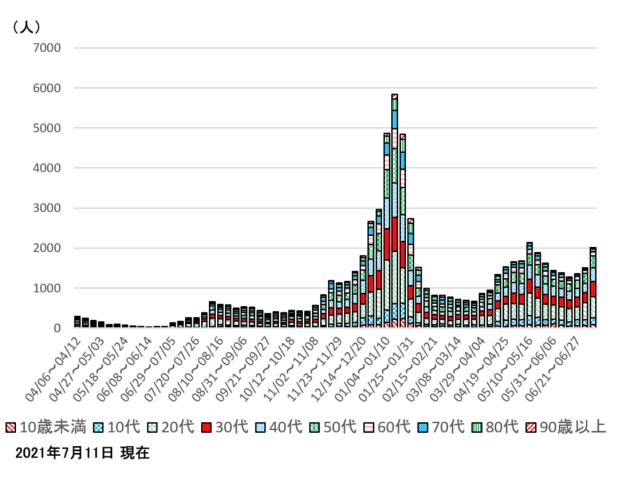
■前日比1.03倍で入院患者数が増加し続けた場合のシミュレーション (7/9~7/15の前日比の平均:約1.03倍)



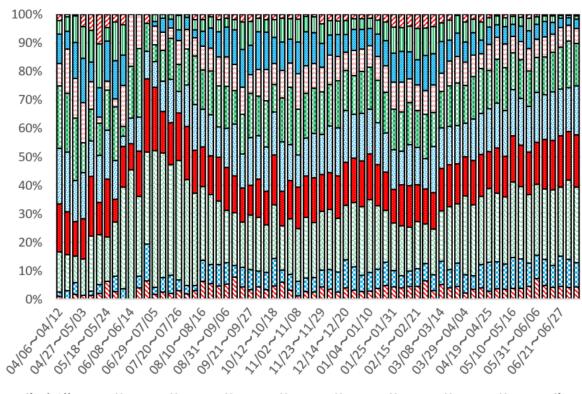
年代別感染者の推移(週別)



■実数ベース



■割合ベース

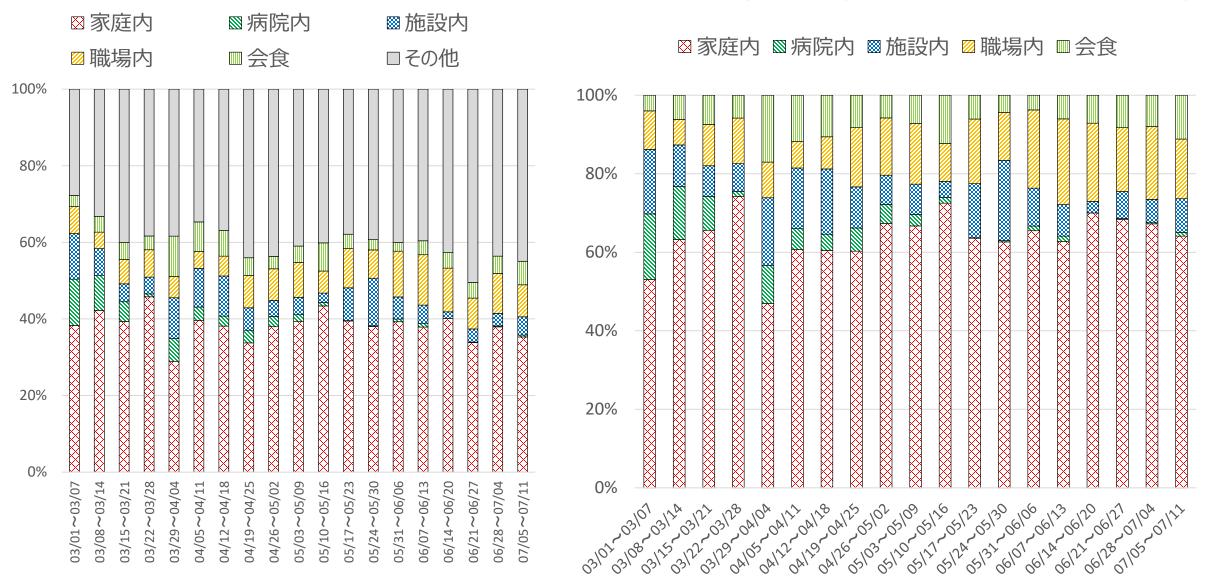


■10歳未満 ■10代 ■20代 ■30代 ■40代 ■50代 ■60代 ■70代 ■80代 200歳以上 2021年7月11日 現在

感染経路別

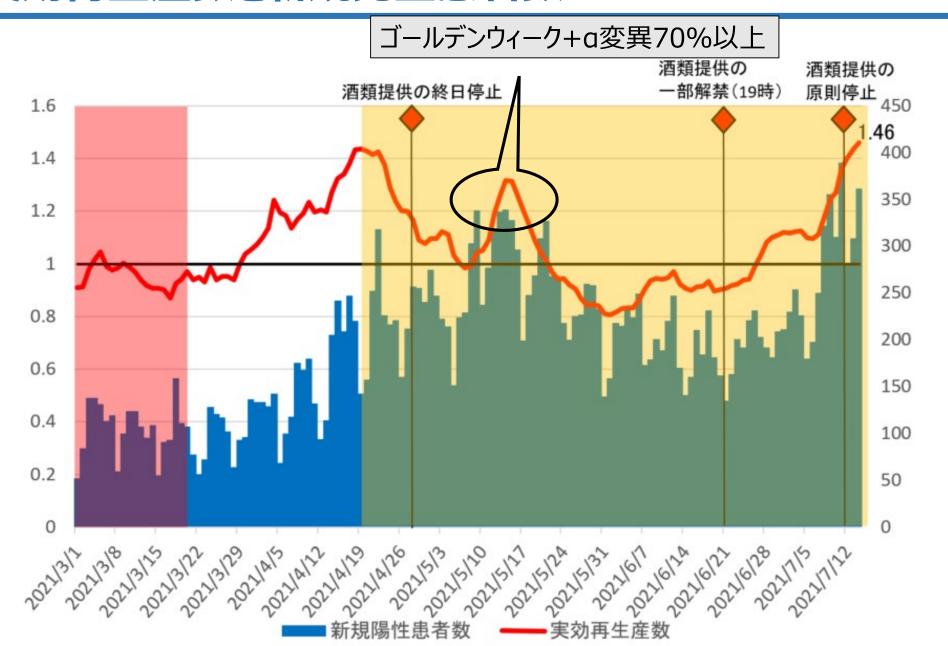


家庭をハブとして職場・会食・学校の感染が世代交差している可能性

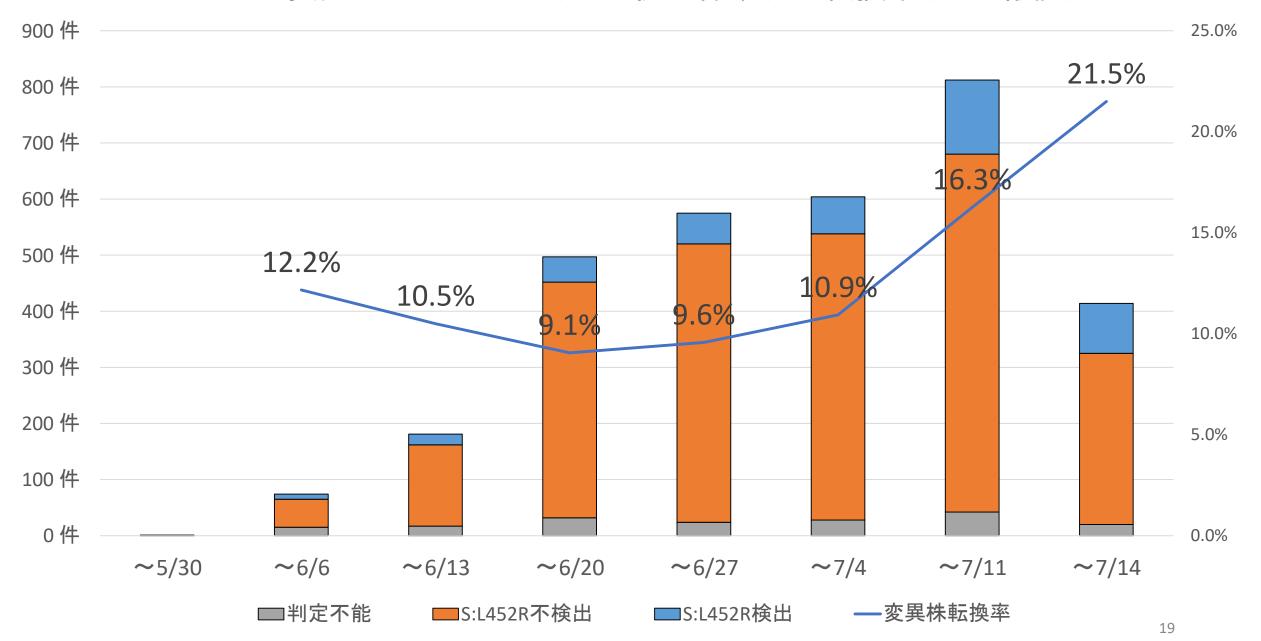


実効再生産数と新規発生患者数





S:L452R変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率(※速報値)





- 7月22日からの連休及び夏休みによる人々の複雑な接触拡大
- る株への転換により感染拡大に拍車

今までの成功体験では阻止できない感染爆発の可能性

強力な人流(接触・感染)抑制策が必要

東京都の緊急事態宣言発令決定時のステージ指標(参考) 神奈川県



区分	国の指	信標及び目安	ステージⅢの指標	ステージⅣの指標	前回の数値 (6月30日公表時点)	現在の数値 (7月7日公表時点)	判定		
	新規報告者数※1		15人 /10万人/週 以上	25人 /10万人/週 以上	25.6人 (6月24日~6月30日)	31.8人	ステージ IV		
感染の状況	感染経路不明割合※1		感染経路不明割合※1		50%以上	50%以上	59.9%	61.4%	ステージ III
IJ	PCR陽性率 _{※1}		5%以上	10%以上	5.1%	6.1%	ステージ		
厗	療養	者数※2	20人 /10万人以上	30人 /10万人 以上	31.9人	38.5人	ステージ IV		
医療提供体制等の		病床 全体※3	確保病床の 使用率 20 %以上	確保病床の 使用率 50 %以上	25.0% (1,514人/6,044床)	26.4% (1,667人/6,314床)	ステージ		
制等の負荷	病床の ひっ迫 具合	入院率	40%以下	25%以下	35.0% (1,553人/4,434人)	31.2% (1,673人/5,360人)	ステージ		
何		うち 重症者用 病床※3,4	確保病床の 使用率 20 %以上	確保病床の 使用率 50 %以上	31.9% (385人/1,207床)	39.6% (478人/1,207床)	ステージ III		

仮想!7月21日予測シミュレーション



和展集日		+ .0	o the co	ステージⅢの指標 ステージⅣの指標			Ⅳの指標	
	判断項目		本県	の状況	指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療	医療の	病床全体	Ш	37.82% 677床 ^{7月21日 時点}	最大確保病床 の使用率 20%以上	358床 1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率 50%以上	895床 1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
(体制等の	医療のひつ迫具合	重症者用 病床	Ш	22.11% 44床 7月21日 時点	最大確保病床 の使用率 20%以上	39床 199床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率 50%以上	99床 199床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
負 荷			IV	33.32 3,072人 7月21日 時点	人口10万人当たり 全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり 全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30
感	PCR陽性率		Ш	8.80% 7月13日 時点	5%以上		10%以上	
染 の 状	新規陽性	生者数	IV	36.96 3,408人 7月21日 時点	人口10万人当たり 週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり 週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
況	感染経路不	明割合	Ш	57.16% 7月14日 時点	50%以上		50%以上	



新規感染者急増における今後の県の対応について

令和3年7月16日

- 前回本部会議(7月8日)の直後から、新規感染者が急増し、7月14日には、ステージIVの基準を超えた。 すでに、療養者の搬送調整が切迫しており、今後は病床もひっ迫することが見込まれている。
- これまで以上の新規感染者の抑制策が必要であり、可能な限り、緊急事態宣言中の東京都と同等の措置 を講じていく。また、今後の感染状況を踏まえ、国に対する緊急事態宣言発出の要請も検討する。

措置区域を県内全市町とする。
酒類提供の完全停止を要請する。(マスク飲食実施店等も含む)

措置の開始は、4連休の初日である7月22日からとする。

神奈川版緊急事態宣言

事業者への要請(飲食店等)

ナハロ・ジ	
措置区域(全市町)	その他区域(清川村)
○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項) 【時 間】5時から20時まで 酒類の終日提供完全停止(酒の持込み含む)	○営業時間の短縮要請(法第24条第9項) 【時 間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで 「酒類提供店の滞在時間(90分以内)、 人数(1組4人以内、同居家族) 感染防止対策の基本4項目の遵守※
○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項) ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置※ ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※ ・ 施設の換気※ ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※ ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置	○まん延防止等の措置(法第24条第9項) 同左
 ○必要に応じて以下の措置を講じる。 ・要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項) ・要請・命令時の公表(法第31条の6第5項) ・命令のための立入検査等(法第72条) ・命令違反等に対する過料(法第80条) 	

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

大規模集客施設への要請

施設区分	措置区域	その他区域	
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下 ※歓声·声援等が想定されないもの:100%以内 歓声	• -	
集会場、公会堂など	床面積の合計が1000平米超 : (法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請		
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、	人数上限5000人かつ収容率要件※以下 ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声	• -	
テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、	床面積の合計が1000平米超 : (法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請		
ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など 	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)		
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など 	5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下:	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ	
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	5時から20時までの営業時間短縮働きかけ 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)		
大切横小寺内 シェルペングレンカー 五代内 宇雨県町内 かじ	5時から20時までの営業時間短縮要請※	 (生活必需物資を除く)	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など Kanagawa Prefectural Government	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ	

事業者への要請(飲食店等以外の施設)①

施設区分	措置区域	その他区域	
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等		
	学校等において、感染リスクの高い流 授業も活用した学修者本位の効果的		
葬祭場	酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ		
図書館	入場整理の働きかけ		
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自	粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ		
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ		

[※]具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設)②

措置区域

その他区域

- 〇 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に 準ずる働きかけ
- 〇 カラオケ設備使用自粛等の働きかけ
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 〇 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

5

事業者への要請(イベントの制限)

措置区域

その他区域

〇収容人数等の要請(法24条第9項)

収容	人数上限	
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)	・ロック、ポップコンサート・スポーツイベント 等	5,000人
・展示会 等		
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで 酒類の終日提供完全停止(酒の持込み含む)

○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から21時まで酒類の提供は11時から20時まで

- 〇イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)
- 〇入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

県民への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

- 〇 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請
 - ※生活に必要な場合の例
 - 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出動・通学、
 - 自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- 〇 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛
- 〇 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、 短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底
- 〇 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底
- 〇 東京2020大会は、おうちでおひとりおひとり熱い声援の要請

飲食店向け協力金(第13弾)の先行交付

飲食店向け協力金(第13弾)については、**要請期間(7月12日~8月22日) の終了を待たずに、早期に協力金の一部を先行交付する**。

交付対象	次のいずれにも該当する県内全域の飲食店等(大企業を除く) (1) 令和3年7月12日から8月22日までの全期間、県のすべての要請にご協力いただくこと (2) 令和3年1月12日から4月19日までの要請期間に対応する協力金(第5弾から第8弾)のいずれかの交付を受けていること
交 付 額	1店舗当たり70万円
申請受付 期 間	令和3年7月20日(火)から8月6日(金)まで
申請方法	郵送申請又は電子申請
周知方法	・過去に郵送申請した事業者には、第13弾の先行交付申請書を郵送・過去に電子申請した事業者には、電子申請の案内をメールで送信

飲食店等に対する協力金(第13弾追加分)について(案)

		まん延防止等重点措置区域	その他区域		
適用区域		県内全市町	清川村		
要請対象施設		食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食	食店等		
	営業時間	・営業時間は5時から20時まで	・営業時間は5時から21時まで		
		・酒類の終日提供完全停止	・酒類の提供は11時から20時まで		
		<u>(酒の持ち込みを含む)</u>	ただし、次の条件を満たした店舗に限る。		
		<u>(マスク飲食実施店を含む)</u>	[【条件】		
協力金の	酒類の		①客の滞在時間は90分までに制限・管理		
交付要件	提供		②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る		
(7/22~8/22の	JETA		□ ③感染防止対策基本4項目(アクリル板等の設置・座席 □		
32日間)			間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気)の遵守		
			□ ⇒ 取組書への明示 □		
			(注) 上記①及び②は、酒類を提供する客に限る		
	その他の	○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止			
	交付要件	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨			
想定対象店舗数	ጀ	約39,980店舗	約20店舗		
		<中小企業> 売上高方式	<中小企業> 売上高方式		
協力金の算定方法		前(々)年の売上高×0.4(下限3万円/日、上限10万円/日)	前(々)年の売上高×0.3(下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)		
		<大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可)	<大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可)		
		前(々)年からの売上高減少額×0.4	前(々)年からの売上高減少額×0.4		
		(下限なし、上限20万円/日)	(下限なし、上限は「20万円/日」		
			又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)		

追加所要額 約36億円

大規模施設等に対する協力金(第4弾追加分)について(案)

7/22から8/22までの32日間において、「まん延防止等重点措置区域」に指定されている県内全市町で、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく 時短要請を行った1,000㎡超の施設 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した 一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金(日額)	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分(10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」

追加所要額 約56億円

神奈川版緊急事態宣言の内容について

令和3年7月16日 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルスの感染急拡大を踏まえ、次により、本県独自の 措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年7月22日~ (8月22日)

2 措置の対象とする区域

県内全市町

3 実施する措置の内容

食品衛生法に基づく営業許可を受けた飲食店等に対し、酒類提供の 完全停止(酒の持込み含む)の要請など、別紙「特措法に基づくまん 延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」のとおり。

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定 令和3年4月24日改定 令和3年5月8日改定 令和3年5月28日改定 令和3年6月18日改定 令和3年7月8日改定 令和3年7月16日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法(以下、「法」という。)第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日~8月22日

2 措置区域

県内全市町 (7月 22 日から) 厚木市 (4月 28 日から) 横浜市、川崎市、相模原市 (4月 20 日から)

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

(1)県民の外出自粛等

○ 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合(※)を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、

必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や 健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、 在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

○ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店 (居酒屋含む)、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスは除く。)に 定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請する。

措置区域 県内全市町(7月 22 日から) 厚木市(4月 28 日から) 横浜市・川崎市・相模原市(4月 20 日から)	その他区域
営業時間の短縮等(法第31条の6第1項) ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の終日提供停止(酒の持込み含む) (7月22日から) ※7月21日までは令和3年7月8日改定の神奈川県実施方針の措置内容とする。	営業時間の短縮等(法第24条第9項) ・営業時間は5時から21時まで ・酒類の提供は11時から20時まで 但し、酒類提供店の滞在時間(90分以内)、人数(1組4人以内、同居家族)、感染防止対策の基本4項目の遵守※を酒類提供の条件とする。 ※ 手指の消毒設備の設置 ※ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ※ 施設の換気 ※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)

- まん延防止等の措置(法第24条第9項)
- ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業所の消毒
- ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由な くマスク飲食等の感染防止措置を講じない者 の入場の禁止
- 施設の換気
- ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の 設置、利用者の適切な距離の確保
- ・ 飲食を主として業としている店舗に対する カラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防 止に効果のある措置

同左

必要に応じて以下の措置を講じる。

- 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)
- 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)
- ・ 命令のための立入検査等(法第72条)
- ・ 命令違反等に対する過料(法第80条)

全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

イ その他の施設への対応

○ 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など	※但し、イベント開催以外の場合は20時まで※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請(1000平米超)又は働きかけ	5 時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件 ※大声なし:100%以内 大声あり: 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米以下:5時から20時ま	5 時から21時までの営業時間短縮働きかけ
博物館、美術館、科学館、記念館、水族 館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率 し:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	要件※以下とする※大声な
マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター など	1000平米超:5時から20時まで の営業時間短縮要請 1000平米以下:5時から20時ま での営業時間短縮働きかけ	5 時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆 浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外 車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステテ		
イック業、リラクゼーション業 など	入場整理等の働きかけ	

大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 家電量販店 など		間短縮働きかけ(但し生活必 需物資を除く)	
	入場整理等の働きかけ		
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等		
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等に おける遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請		
葬祭場	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ		
図書館	入場整理の働きかけ		
ネットカフェ、マンガ喫茶 など 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	入場整理及びカラオケ設備の使 酒類の提供については、飲食店		

- ※1 入場整理等の働きかけ:入場整理及びカラオケ設備使用自粛、酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ等
- ※2 特に大規模な集客施設(劇場・映画館・デパート等)に対し、施設内外に混雑が生じることがないよう、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する
 - 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
 - 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要 に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

○ イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域			その他区域
収容率		人数上限	
歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声 想定され ・ロック、ポーンサーン ・スポーント等	るもの ップ	5, 000 人
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分 な間隔)		
営業時間短縮の働きかけ			揺縮の働きかけ
		稲の側さかり は5時から 21 時まで	

- ・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)
- ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
- ・酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ
- ※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機 会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の 徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけ を行う。

オ 大学や学校への要請

○ 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

○ 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設 置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3 (2) アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する 感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ 設備提供の終日停止(飲食を主として業としている店舗の場合)等を支 給の条件とする。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

○ チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を 活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認 証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直し を行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かなが わ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

○ 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた 取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策 に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施 する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国 の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談 体制を拡充する。

知事メッセージ

8月22日まで「まん延防止等重点措置」が延長されたことを受け、県は今週から、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の飲食店等に対して、マスク飲食実施店を除き、酒類の提供停止などを要請しています。

しかし、ここ数日、新規感染者が激増し、7月14日には、緊急事態宣言の目安とされるステージIVの基準を超え、本日は446人に達しました。現在の感染状況は、人流の増加に加え、感染力が強いデルタ株が拍車をかけていると思われ、今年初めの緊急事態宣言時に匹敵するほど急速です。この状況が続けば、今月末には、一気に病床がひっ迫する事態が

本県は、今まさに緊急事態に入ったと言わざるを得ません。

そこで県は本日、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、 現在のまん延防止等重点措置の中で、最大級の対応を図り、東京都が行っている緊急事態宣言と同等の措置を講じます。

併せて、今後の感染状況によっては、特措法に基づく緊急事態宣言を 本県に適用するよう、国に要請していきます。

県民や事業者の皆さんには、さらにご負担をおかけすることになりますが、この緊急事態にあたり、何としても人流を抑えるため、次の事項を要請します。

(事業者の皆さんへ)

見込まれています。

- 7月22日から、重点措置を行う措置区域を、県内全市町とします。 全市町の飲食店等は、営業時間を5時から20時まで短縮するととも に、酒類の提供は、マスク飲食実施店も含めて一律停止してください。
- この措置に協力いただく店舗には、協力金を速やかにお支払いする 先行交付の受付を開始します。
- 今後、感染状況が改善した場合、マスク飲食実施店は、再び酒類停止措置の対象外とするなど、インセンティブを検討しますので、引き続き、認証申請をお願いします。

(県民の皆さんへ)

- 今、神奈川県は、緊急事態にあるという危機感を持っていただき、 M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、生活に 必要な場合を除き、外出自粛を徹底してください。
- 7月22日からオリンピック開幕に伴う4連休となります。また、夏休みやお盆休みなど、例年、人の流れが活発になる時期ですが、旅行や帰省など、県域を跨ぐ移動は自粛してください。

○ オリンピックは、自宅で、家族等少人数で応援しましょう。スポーツバーや、友人の家などに集まっての観戦はやめてください。 「おうちでおひとりおひとり熱い声援」を送ってください。

ワクチン接種が希望する県民の皆さんに行きわたるまでの間、何としても、「医療崩壊」を防がなければなりません。

県は、速やかに、最大の病床を確保するフェーズ4に移行し、医療提供体制を確保する準備に入ります。

1日も早く、この緊急事態を収束できるよう、心を一つにして、徹底した感染防止対策をお願いします。

引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年7月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治